

第2章 政治、外交、軍事

1. 政体

トルコの政体は、大統領と首相が併存する立憲共和制である。議会から選出された首相が実質的な政権運営を担い、名誉職である大統領は国民の象徴として位置づけられている。立法府としては一院制のトルコ大国民議会、行政府として大統領及び内閣、司法府として最高裁判所が設置されている。

2. 元首

国民投票によって選出される大統領（任期 5 年、2013 年の改憲以前は 7 年）が制度上の国家元首である。高等教育を修了した 40 歳以上のトルコ大国民議会議員、又は要件を満たし、代表に指名される資格を持つトルコの一般国民の中から、一般投票により選出される。

現在のレジェップ・タイイップ・エルドアン（Recep Tayyip Erdoğan）は、1954 年に生まれ、高校在学中から国民救済党にて政治活動を開始した。福祉党を経て、1994 年にイスタンブール市長に当選したものの、市長在職中の政治集会でイスラム教の詩を朗読するなど政教分離原則への抵触が疑われ、1999 年には一時的に被選挙権が剥奪された。2001 年には、被選挙権を有しないまま、公正発展党（AKP: Adalet ve Kalkınma Partisi）の党首に就任した。2003 年には被選挙権を回復し、スィイルト県の補欠選挙で当選を果たした。その後、ギュル首相（当時公正発展党副党首）から首相職を譲り受け、2003 年 3 月 16 日に首相に就任した。2014 年 8 月 10 日には、トルコ初の直接選挙に基づく大統領選挙において過半数の得票を獲得し、大統領に就任した。

エルドアンは、外交面では近隣地域の安定と経済関係強化を図る全方位外交を進める一方、ダボス会議（2009 年）におけるイスラエル批判やトルコ国内公共施設における女性のスカーフ着用を認めるなど、親イスラムともとれる政策を展開している。

一方、首相は、トルコ大国民議会議員の中から、大統領の指名により選出される。2014 年 9 月 1 日、エルドアン側近のアーメット・ダヴットオール（前外相）が首相に指名された。

ひとくちメモ 2 2013年のデモとエルドアン政権

近年のトルコにおける政治状況という、2013年にイスタンブールのゲジ公園に端を發したデモが記憶に新しい。

当時、エルドアンは都市再開発を積極的に進め、イスタンブールのタクシム広場でも、交通渋滞緩和を目的とした工事が2012年11月より開始されていた。特に広場近くにあるゲジ公園は市街地に残る最後の緑地とされてきたが、エルドアンはゲジ公園を取り壊し、跡地にショッピングモールを建設する計画を発表した。

2013年5月27日、計画反対を訴えるデモが始まった。当初はゲジ公園の木の伐採に反対する4人による抗議活動でしかなかったが、TwitterやfacebookなどのSNSを通じて、デモの情報が広がり、参加者が数千人規模に広がっていった。5月31日、デモを解散させるため、機動隊が催涙ガスや放水砲をデモ隊に対して使用し、数十人が重軽傷を負い、約60人が身柄を拘束された。こうした事態を受け、裁判所は建設計画の一時停止を命じた。

2013年のデモは、野党を中心とした特定の政治勢力が推進したわけではなく、ゲジ公園の緑地を守ろうとする市民の行為に対し、SNS上で市民の賛同が生まれ、デモ活動が拡大したことに特徴がある。その背景には、女性のスカーフ着用や酒類の販売規制など、政教分離が憲法上保障されたトルコにおける「親イスラム化」ともとれる政治姿勢に対する市民の反感もあったとされる。

写真（左）：ゲジ公園の緑地、写真（右）タクシム広場でのデモ（2014年4月）



このように、「親イスラム化」ともとれる政策を推進したエルドアン及び AKP の評価は分かれるところではあるが、AKP が政権を取ってからの2002年～2014年にかけて経済成長を実現してきたことは事実である。AKP は、2014年3月の地方選挙は信任選挙とって臨み、45%の得票率で勝利したので、国民の信任を得たとも考えられる。また、AKP は地方の保守層を抑えているため、一定程度の基礎票を全国的に抑えていると考えられる。

ひとくちメモ 3 2014年8月、トルコ大統領選の結果

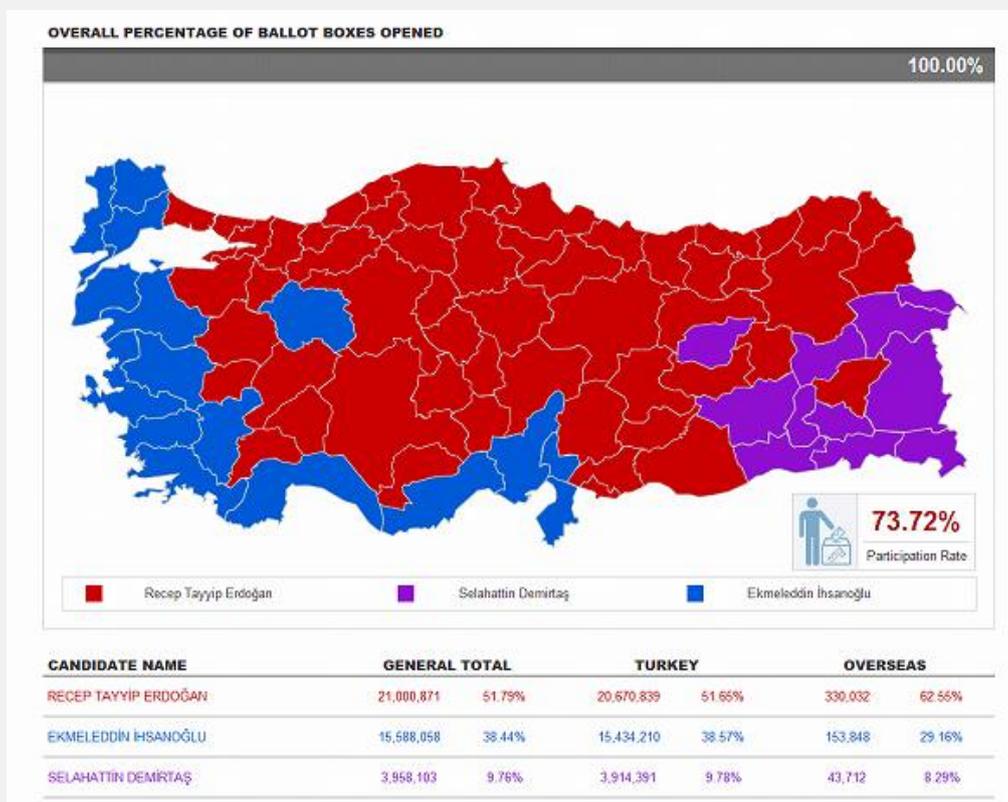
2014年8月10日、トルコ初の直接選挙に基づく大統領選が実施され、第一回投票においてエルドアンは約52%の得票を獲得し、大統領就任を果たした。

エルドアンの大統領選出馬については、トルコ国外でも多くの期待と懸念が存在していた。2003年の首相就任以降、エルドアンは積極的に経済開発を進め、実際にトルコは経済成長を遂げてきた。一方で、政教分離や言論の自由が憲法上保障されたトルコにおいて、親イスラミ的な政策を展開し、2013年にはデモを強圧的に鎮圧するなど、強権的指導者ともとれる姿勢を示してきたことも事実である。

こうした中行われた大統領選において、エルドアンは圧倒的多数の県（下図の赤色）において最多得票を得た。一見して分かるように、地域毎に支持者が分かれた選挙であった。野党公認のイフサンオール候補は、イスタンブールを含むマルマラ地方やエーゲ海地方（下図の青色）での最多得票となった。一方、クルド人のデミルタシュ候補は南東アナトリア地方（下図の紫色）での最多得票となった。

結果として、エルドアンの支持基盤は、開発政策の恩恵に預った内陸部にあり、経済発展と人口集中の進む都市部では指示者が少なかったことが分かる。

2014年8月10日大統領選における県別最多得票者



(出所) Daily Sabah ウェブサイトより作成

3. 国会

トルコの立法府はトルコ大国民議会（Türkiye Büyük Millet Meclisi, TBMM）による一院制である（憲法 7 条）。1920 年のトルコ革命の折、アンカラで組成された大国民議会を起源とする。定数は 550 名であり、任期は 4 年（2007 年の憲法改正まで任期は 5 年）である。選挙では、全国に 81 ある県を単位に選挙区とする比例代表制選挙で選出される。

4. 内閣

トルコの内閣は、首相、副首相 4 名、大臣 21 名で構成される。閣僚名簿は、下記のとおりである。

図表 4 トルコ閣僚名簿（2014 年 9 月 1 日時点）

役職名	氏名	
首相	Pr. Dr. AHMET DAVUTOĞLU	アーメット・ダヴットオール
副首相	BÜLENT ARINÇ	ビュレント・アルンチュ
副首相	ALİ BABACAN	アリ・ババジャン
副首相	YALÇIN AKDOĞAN	ヤルチュン・アクドーアン
副首相	Pr.Dr. NUMAN KURTULMUŞ	ヌーマン・クルトゥルムツシュ
法相	BEKİR BOZDAĞ	ベキル・ボズダー
家族・社会政策相	Doç. Dr. AYŞENUR İSLAM	アイシェヌル・イスラム
EU 相	VOLKAN BOZKIR	ヴォルカン・ボズクル
科学・工業・技術相	FİKRİ İŞİK	フィクリ・ウシュック
労働・社会保障相	FARUK ÇELİK	ファールク・チェリック
環境・都市計画相	İDRİS GÜLLÜCE	イドリス・ギュルルジェ
外相	MEVLÜT ÇAVUŞOĞLU	メヴルト・チャヴシュオール
経済相	NİHAT ZEYBEKÇİ	ニハット・ゼイベクチ
エネルギー・天然資源相	TANER YILDIZ	タネル・ユルドウズ
青年・スポーツ相	AKİF ÇAĞATAY KILIÇ	アーキフ・チャータイ・クルチュ
食品・農業・酪農相	MEHDİ EKER	メヘディ・エケル
税関・商業相	NURETTİN CANIKLI	ヌーレットイン・ジャニクリ
内相	EFKAN ALA	エフカン・アラ
開発相	CEVDET YILMAZ	ジェヴデット・ユルマズ
文化・観光相	ÖMER ÇELİK	オメル・チェリック
財務相	MEHMET ŞİMŞEK	メハメット・シムシェック
国民教育相	Pr.Dr. NABİ AVCI	ナービ・アヴジュ
防衛相	İSMET YILMAZ	イスメット・ユルマズ
森林・水産相	VEYSEL EROĞLU	ヴェイセル・エロール
保健相	MEHMET MÜEZZİNOĞLU	メハメット・ミュエツジンオール
運輸・海事・通信相	LÜTFİ ELVAN	リュトフィ・エルヴァン

（出所）トルコ首相府ウェブサイトより作成

5. 政党

トルコには、77 の政党が現存しているが、トルコ大国民議会で勢力を有するのは公正発展党、共和人民党、民族主義者行動党の3党である。

第一党の公正発展党は、経済政策では欧州連合（EU）加盟や自由市場を目標とする政党である。一方、イスラム主義系政党である福祉党、及びその後継政党である美德党を前身としており、イスラム主義的な政党としてみなされることが多い。事実、イラク戦争時の米軍によるトルコ領空通過や民法改正（姦通罪設置）など、イスラム的価値観を含む政策判断の際には、多くの公正発展党所属議員が法案に反対している。

図表 5 トルコの主要政党

略称	党名	政治的立場	2014年統一地方選挙 得票率	トルコ大国民議 会議席数
AKP	公正発展党	中道右派	45.6%	313
CHP	共和人民党	中道左派	27.8%	131
MHP	民族主義者行動党	右派	15.2%	52
DBP(旧BDP)	民主地方党	左派	4.2%	2
SP	幸福党	中道右派	2.0%	0
	その他	-	5.20%	52

(出所) haberler.com <http://secim.haberler.com/2014/>より作成

政党の地域別分布としては、中道右派の公正発展党が全国的な影響を持つ。一般的に東部地域は保守寄りとされるが、イラク国境付近の東部及び南東部アナトリア地方では左派の民主地方党の支持が厚い。一方、リベラルな政治文化を持つエーゲ海及びマルマラ地方西部においては中道左派の共和人民党の支持が厚い。

2014年の統一地方選挙の結果、公正発展党が45.6%を得票し、トルコ全土からの支持を集める結果となった。エルドアン政権の親イスラムともとれる政権運営の結果、東部地域の保守層を取り込むことに成功したと考えることもできる⁴し、リベラルな政治文化を持つ西部においても経済成長の実績を評価され支持を集めることができたとも考えられる。

⁴ 一方、AKP内部でも、エルドアンと宗教指導者ギュレン師の間で派閥抗争が生じてきているとの見方もある。これまではイスラム寄りのAKPか、世俗主義のCHPかという対立であったが、CHPに勢いがいない現状で、イスラム勢力の中での対立が激化している。

図表 6 地域別政党勢力分布状況（2014 年統一地方選挙結果）



(出所) haberler.com <http://secim.haberler.com/2014/>より作成

6. 行政単位

トルコの行政区画は7地域における総計81の県(il)から構成される(憲法126条)。各県の政策立案及び執行は、4年任期で民選される県議会が担い、県知事は県議会の決定に従って職務を遂行する。県知事は、内務官僚の中から選任される。

県の内部においては、郡又は市区(ilçe)が設置され、県庁所在地(merkez ilçesi)以外の地域には、内務省より行政官が選任される。なお、郡内の人口2万人以上の地域には街(belde)、2万人未満の地域には町(belde belediyesi)、2,000人以下の地域には村(köy)としての行政単位が付与される。市及び町については、条例制定権も付与されている。

図表 7 トルコの県一覧

エーゲ海地方	アフィオン県, アイドゥン県, デニズリ県, イズミール県, キュタヒヤ県, マニサ県, ムーラ県, ウシャク県
黒海地方	アマシヤ県, アルトピン県, バルトゥン県, バイブルト県, ボル県, チョルム県, デュズジェ県, ギレスン県, ギュミュシュハネ県, カラビュック県, カスタモヌ県, オルドゥ県, リゼ県, サムスン県, スィノプ県, トカト県, トラブゾン県, ゾングルダク県
中央アナトリア地方	アクサライ県, アンカラ県, チャンクル県, エスキシェヒル県, カラマン県, カイセリ県, クルクカレ県, クルシェヒル県, コンヤ県, ネヴシェヒル県, ニーデ県, スィヴァス県, ヨズガト県
東アナトリア地方	アール県, アルダハン県, ビンギョル県, ビトリス県, エラズー県, エルズインジャン県, エルズルム県, ハツキヤリ県, ウードゥル県, カルス県, マラティヤ県, ムシュ県, トウンジェリ県, ヴァン県
マルマラ地方	バルケスィル県, ビレジク県, ブルサ県, チャナッカレ県, エディルネ県, イスタンブール県, クルクラーレリ県, コジャエリ県, サカリヤ県, テキルダール県, ヤロヴァ県
地中海地方	アダナ県, アンタルヤ県, ブルドゥル県, ハタイ県, ウスパルタ県, カフラマンマラシュ県, メルスィン県, オスマニエ県
南東アナトリア地方	アドゥヤマン県, バトマン県, ディヤルバクル県, ガズィアンテプ県, キリス県, マルディン県, シャンルウルファ県, スィイルト県, シュルナク県

7. 司法

トルコの法体系は大陸法に基づくものであるが、司法制度については複雑である。我が国における民事裁判・刑事裁判に加えて行政裁判、軍事裁判、憲法裁判に細分化されており、それぞれ管轄する裁判所が異なっている⁵。

日本で言う一般の民刑事事件を取り扱う裁判所は司法裁判所と呼ばれている。民事事件について司法裁判所は、各郡に設置された裁判所が基本的に管轄し、治安裁判所に割り当てられた事案以外は第一審民事裁判所が管轄する。刑事事件について、司法裁判所は軽度の事件を扱う第一審刑事裁判所と重度の事件を行う重罪裁判所に分化して設置されている。上訴審は主に控訴院にて行われる。

司法裁判所とは別の系列の裁判所としては、行政裁判所（行政裁判）、軍事裁判所（軍事裁判）、財産監査裁判所（会計監査・処分決定）、管轄紛争裁判所（管轄裁判所の決定）、憲法裁判所（憲法裁判）がある。これらに加え、各種特別裁判所が設置された事例もある。

図表 8 トルコの裁判種別と管轄裁判所

裁判分類		第一審裁判所	控訴審裁判所	最高裁判所	
裁判権	憲法裁判	憲法裁判所	—	—	
	行政裁判	通常行政裁判	行政裁判所	地方行政裁判所	国家評議会
		軍事裁判	軍事裁判所	最高軍事控訴院 最高軍事行政裁判所	—
	通常裁判	民事裁判	治安裁判所 第一審民事裁判所	高等控訴院	最高控訴院
		刑事裁判	第一審刑事裁判所 重罪裁判所	高等控訴院	最高控訴院
	管轄裁判所をめぐる係争	管轄紛争裁判所	—	—	
	会計監査	財産監査裁判所	—	—	

（出所）各種資料より作成

⁵ 田中民之「中東諸国の法律・司法制度—歴史的パースペクティブから—1. トルコ」中東協力センター<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/pdf/2012-04/josei03.pdf>

8. 外交

(1) 総論

トルコは、欧州、中東、CIS 諸国、アフリカなどと国境を接し、地政学的な要衝に位置しているため、全方的かつ平和的な外交を展開してきた。多くの国民がイスラム教徒でありながらも、欧米諸国との協調を続け、NATO、OECD、OSCE（欧州安全保障協力機構）にも加盟している。

昨今の最大の外交目標は EU 加盟である。1987 年に EC への加盟申請をして以来、2005 年 10 月には EU との加盟交渉が開始された。EU 加盟をめぐることは、EU 担当省を設置し加盟交渉推進に注力しているが、2014 年 5 月段階では加盟の見通しは不透明である。

また、昨今の公正発展党政権は近隣地域の安定と経済関係の強化を目指す積極外交を展開している。例えば、混乱するシリア情勢に関し解決に向けて積極的に関与し、アフガニスタンやソマリアの復興支援への関与を深めるなど、外交領域の拡大に取り組んでいる。

(2) 近隣諸国との関係

近隣諸国との外交におけるトルコの基本的姿勢は前述の通り全方的かつ平和的な外交であるが、一部近隣国については対立関係にあった歴史を有する。

ギリシャについては、オスマン帝国以来のギリシャ独立戦争、祖国解放戦争で戦火を交えた経験もあり、ギリシャ系住民とトルコ系住民が居住するキプロスの帰属をめぐる、時に対立した。ただし、1999 年のマルマラ大地震（トルコ）やアテネ大地震（ギリシャ）の際には相互に支援を行う等の交流も行っている。また、ギリシャはトルコの EU 加盟に対して反対を行っていない。このように、歴史的な因縁関係は否定できないもの、近年の平和的な関係を根底から覆すような深刻な対立には至っていないと考えることもできる。

アルメニアとの関係についても歴史的には対立関係があった。オスマン帝国末期、アルメニア人のオスマン帝国からの追放が行われ、その間アルメニア人に対する虐殺行為も行われた。さらに、トルコ共和国成立後にもアルメニアの一部領土がトルコに編入されるなど、歴史的確執は根深い。しかし、2009 年にはトルコとアルメニアの間に国交樹立が行われるなど、両国は関係改善に向けて取り組みを進めている。

イランとの関係については、2009 年の会談の中でエルドアンがイランの核保有の権利を是認する発言を行う等、二国間関係は良好である。2010 年にはギュル大統領（当時）がイランとの経済関係深化を強調し対イラン貿易拡大の方針が示された。こうした中、米国をはじめとする対イラン経済制裁発動国はトルコの姿勢に反発したものの、トルコはイランに対する自主外交路線を維持している。さらに、イスラム教国向けの自動車開発をイランと開始するなど、産業分野における二国間協調も進んでいる。

(3) EU 加盟交渉

EU 加盟問題については、1987 年の EC 加盟申請以来大きな進展は見られず、2005 年に EU への加盟交渉が始まったものの大きな成果はあげられていない。背景には、前述のキプロス問題やアルメニア人虐殺に関する歴史問題、トルコ国内法制における人権保護制度未成熟の問題、EU へのトルコ人移民に対する受入国民の警戒感などもあるとされる。さらに、文化的・宗教的な問題も指摘される。現在、7,000 万人超の人口を持つトルコが EU に加盟すれば、EU 第二の人口大国となる。人口増加率や経済成長率を加味すれば、将来的にはトルコが EU 最大の国となることが予測される。さらに、トルコ国民の多くはイスラム教徒であることを考慮すれば、EU におけるイスラム教の影響力増大は否定しえない。こうした中、ヨーロッパ世界における多国間枠組みである EU がトルコの加盟について熟慮を続ける理由は推察できる。

(4) 日・土外交関係

近代における我が国とトルコの二国間関係樹立は、1890 年のエルトゥールル号遭難事件に表象される。日本近海において座礁したエルトゥールル号乗組員に対し、日本は救援活動を行うとともに生活物資を支給し、両国民の心情的な梯が作られた。1904 年に始まる日露戦争では、日本は帝政ロシアを破り、露土戦争を通じてロシアと対立してきたトルコと勢力均衡上の利害関係を一致させた。共和国成立後の 1926 年には、現在の日本・トルコ協会の前身となる日土協会が結成され、日土友好が推進されていくこととなった。

第二次世界大戦においては、トルコは中立国を標榜していたものの、大戦末期の 1945 年 1 月 29 日に日本との国交を断ち、2 月 23 日に対日宣戦布告を行った。しかし戦後、我が国とトルコの国交は回復され、我が国企業の進出が進み、ボスポラス海峡にかかる第二ボスポラス大橋の建設など象徴的なインフラ建造プロジェクトも行われてきた。

1985 年には、イラン・イラク戦争の中でテヘランに取り残された日本人救出をトルコ航空が敢行し、エルトゥールル号事件の恩義を果たすなど、両国国民の友好関係が示されている。

ひとくちメモ 4 トルコは EU に加盟するのか？

トルコが EU に加盟申請していること、及び EU 側がトルコの EU 加盟について慎重になっていることは、本文にも記した通りである。一方で、トルコ側の加盟意欲はどうだろうか。

トルコは 1996 年に EU との関税同盟に加盟しており、経済面での市場一体化のメリットは、既に相当程度、享受している。正式加盟すれば、EU から構造基金、結束基金等の財政支援を受けられるが、一方で通貨統合にまで進めば金融政策の手段が狭まるなどの制約も見えている。現在の EU との関係は、ある意味でちょうどよい距離感を保ちつつ、経済的メリットを受けられ、最適な関係とみることもできるであろう。

トルコは全方位外交をとっているが、特に現在のエルドアン政権では、親イスラミ的な首相の外交努力もあり、イラン、イラクをはじめ周辺のイスラム教国との関係も良好である。イランに対しては、西側諸国が人権侵害や核開発問題に対して制裁を科す中、自主外交路線を維持しているが、EU に加盟するとそのような外交姿勢にも影響が及ぶ可能性もあるだろう。

EU に対しては、引き続き加盟の意思を見せつつも、すぐに実現しなくても焦ることなく、周辺諸国との関係強化を図りたいというのが、現政権のスタンスではないかと推測される。

9. 軍事/国防

トルコは陸海空の三軍で 62 万人の兵力を有し、兵員数の点では NATO 加盟国で第二の軍事力を有する。国民徴兵制度が敷かれ、18 歳～40 歳のトルコ国籍保有男性には、身体の障害などの理由がない限り、12 ヶ月（大卒者は 6 ヶ月）の兵役が課される。良心的兵役拒否は認められていない。

トルコ国軍最高司令官（憲法 104 条）は大統領が兼任し、トルコ国軍の出動を決定する権限を持つ。また、内閣は、トルコ大国民議会に対して責任を負う（憲法 117 条）。一方、戦時には内閣の指名に従って大統領により任命された参謀総長が大統領に代わって最高司令官の任務を遂行する（憲法 117 条）。

このように、平時におけるトルコ国軍は行政府の長である大統領によって統括され、文民統制下に置かれる。一方、参謀総長の多くは陸軍出身者が就任しているため、戦時においては三軍の統括が文民から離れることとなる。

さらに、1960 年及び 1980 年のクーデターを軍が主導するなど、政治的発言力の強い軍隊としてトルコ国民に認知されている。